

# 八戸市魚市場運営審議会

日時：令和2年7月13日（月）午後2時00分  
場所：八戸グランドホテル 2階 ローズコート

## 次 第

1 開 会

2 開設者挨拶

3 会長挨拶

4 議 題

○諮問事項 買受人等の承認について

- 報告事項
- ・地方卸売市場八戸市魚市場条例施行規則の一部改正について
  - ・卸売業務の一本化について
  - ・令和2年上半期の水揚げ実績報告について
  - ・魚市場施設の整備状況について

5 閉 会

# 八戸市魚市場運営審議会委員名簿

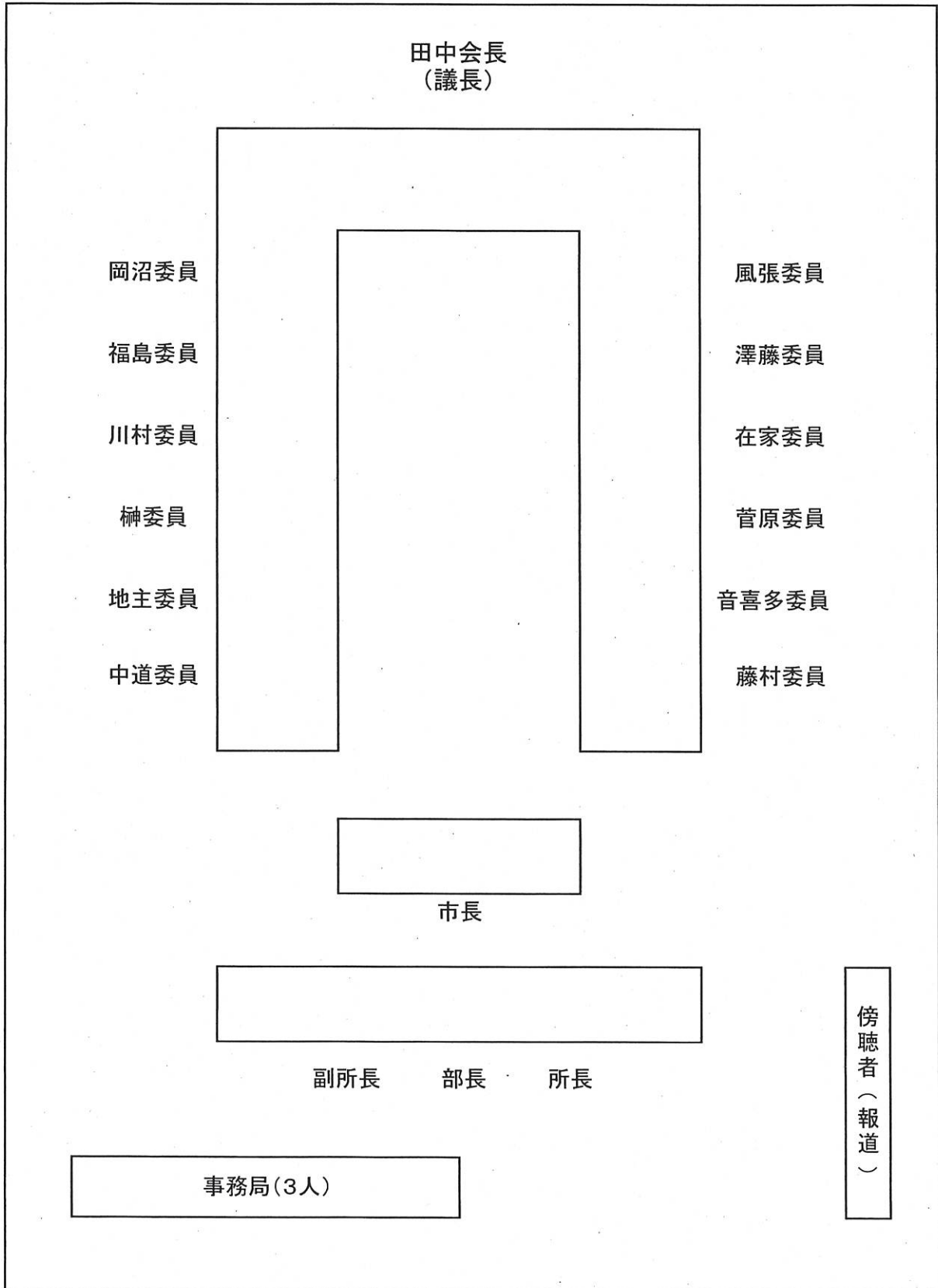
(令和2年7月13日)

公 職 名 又 は 職 名	氏 名	出欠
八戸学院大学 教授	田 中 哲 (タナカ アキラ)	出席
八戸商工会議所 専務理事	山 内 隆 (ヤマウチ タカシ)	欠席
八戸港湾運送株式会社 代表取締役社長	澤 藤 孝之 (サワフジ タカユキ)	出席
一般財団法人VISITはちのへ 専務理事	在 家 秀 則 (ザイケ ヒデノリ)	出席
八戸市食生活改善推進協議会 顧問	菅 原 牧 子 (スガワラ マキコ)	出席
青森県トラック協会三八支部 水産部会 副部長	音 喜 多 伸 一 (オトキタ シンイチ)	出席
公募	藤 村 幸 子 (フジムラ ユキコ)	出席
八戸みなと漁業協同組合 代表理事組合長	岡 沼 明 見 (オカヌマ アケミ)	出席
青森県旋網漁業協同組合 代表理事組合長	福 島 哲 男 (フクシマ テツオ)	出席
八戸機船漁業協同組合 代表理事組合長	川 村 嘉 朗 (カワムラ ヨシロウ)	出席
八戸水産加工業協同組合連合会 代表理事長	榎 佳 弘 (サカキ ヨシヒロ)	出席
八戸魚市場仲買人協同組合連合会 副会長理事	地 主 陽 一 (ジヌシ ヨウイチ)	出席
八戸市水産加工業協同組合 代表理事組合長	中 道 栄 治 (ナカミチ エイジ)	出席
八戸みなと漁業協同組合 専務理事	河 村 喜 久 雄 (カワムラ キクオ)	欠席
株式会社八戸魚市場 常務取締役	風 張 信 一 (カザハリ シンイチ)	出席

# 八戸市魚市場運営審議会

日時 令和2年7月13日(月)午後2時00分  
場所 八戸グランドホテル 2階「ローズコート」

## 席 次



## 附属機関の会議の公開等に関する取扱い

### 第1 趣旨

この取扱いは、八戸市附属機関の設置及び運営に関する要綱（平成12年4月1日施行）第5条第2号及び第6条の規定に基づく附属機関の会議及び会議録等の公開に関して必要な事項を定めるものとする。

### 第2 会議の公開基準

附属機関の会議は、法令等の規定により非公開とされているものを除き、原則として公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 八戸市情報公開条例（平成14年八戸市条例第6号。以下「情報公開条例」という。）第7条各号に掲げる情報に該当する事項について審議等を行う場合
- (2) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障の生ずることが予想される場合

### 第3 会議の公開又は非公開の決定

- (1) 附属機関の会議の公開又は非公開の決定は、第2「会議の公開基準」に基づき、当該附属機関の長が当該会議に諮って行うものとする。
- (2) 附属機関は、会議の全部又は一部を非公開とすることを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

### 第4 会議の公開の方法等

- (1) 附属機関の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。ただし、次のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。
  - ア 刃物その他危険な物を持っている者
  - イ 酒気を帯びていると認められる者
  - ウ その他会議の秩序を乱すおそれがあると認められる者
- (2) 附属機関の長は、公開する会議において傍聴を認める者の定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けなければならない。
- (3) 傍聴希望者数が前号の定員を超えた場合には、原則として、先着順により決定するものとする。
- (4) 附属機関の長は、会議の傍聴者に会議資料を提供するよう努めるものとする。
- (5) 附属機関の長は、会議を公開するに当たっては、当該会議が公正かつ円滑に行われるよう、会場の秩序維持に努めなければならない。

### 第5 会議の開催の周知

会議を開催するに当たっては、次に掲げる事項を市ホームページに掲載するとともに、本庁、サービスセンター、公民館等への掲示又は配架、報道機関への情報提供等により、その



周知に努めるものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じた等やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 議題
- (4) 公開・非公開の別（非公開のときはその理由）
- (5) 定員
- (6) 傍聴の受付方法
- (7) 問合せ先
- (8) その他

#### 第6 会議録の作成及び公開

- (1) 附属機関の会議録は、会議の公開・非公開に関わらず、速やかに作成するものとする。
- (2) 公開した会議に係る会議録及び会議資料は、会議において公開しないこととした情報を除き、市ホームページへの掲載及び情報公開コーナーでの閲覧の方法により、一般の利用に供するものとし、非公開の会議に係るものについては、可能な限り公開に努めるものとする。
- (3) 前号の規定による会議録等の公開は、当該公開の日から少なくとも2年間これを行うものとする。

#### 第7 その他

この取扱いの運用に当たって必要な事項は、市長が別に定める。

附

この取扱いは、平成20年4月1日から実施する。ただし、第6の規定は、平成21年4月1日から実施する。

附

この取扱いは、平成25年4月1日から実施する。

# 諮 問 書

次のことについて、貴審議会の意見を求めます。

- 1 売買参加人の承認について
- 2 回来船問屋の登録について

令和2年7月13日

八戸市魚市場運営審議会  
会長 田中 哲 様

八戸市長 小 林 眞

## 買受人等の承認申請者

### 1 売買参加人更新申請者

- ・八戸みなと漁業協同組合

### 2 回来船問屋新規登録申請者

- ・ぜんぎょれん八戸食品株式会社

## 地方卸売市場八戸市魚市場条例施行規則の一部改正について

改正理由：卸売市場法、地方卸売市場八戸市魚市場条例の一部改正に伴い、魚市場における卸売業務の許可・認可申請手続、せり人の資格要件、届出について定め、その他所要の改正をするもの。

施行期日：令和2年6月21日

## 1. 卸売業務の許可・認可申請手続（従前は県知事が許可・認可を行っていたが、改正後は市長が行う）

## ① 卸売業務の許可申請手続・・・新設

現 行
規定なし

⇒

改 正
<p>（卸売業務の許可申請手続）</p> <p>第1条の2 条例第6条の3の規定による許可（以下「卸売業務の許可」という。）を受けようとする者は、卸売業務許可申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。</p> <p>(1) 申請の日以後2年間の事業計画書</p> <p>(2) 資産に関する調書</p> <p>(3) 最近2年間における事業報告書</p> <p>(4) 法人にあつては、次に掲げる書類</p> <p>ア 定款</p> <p>イ 登記事項証明書</p> <p>ウ 業務を執行する役員の戸籍抄本及び履歴書</p> <p>エ 株主、出資者若しくは組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面</p> <p>オ 申請者が条例第6条の4第2号から第7号までに該当しないことを誓約する書面</p> <p>(5) 個人にあつては、次に掲げる書類</p> <p>ア 戸籍抄本</p> <p>イ 履歴書</p> <p>ウ 申請者が条例第6条の4各号（第5号及び第8号を除く。）に該当しないことを誓約する書面</p> <p>(6) その他市長が必要と認める書類</p>

## ② 卸売業者の事業の譲渡及び譲受け並びに合併及び分割の認可申請手続・・・新設

現 行
規定なし

⇒

改 正
<p>（卸売業者の事業の譲渡及び譲受け並びに合併及び分割の認可申請手続）</p> <p>第1条の3 条例第6条の5第3項に規定する認可申請書は、同条第1項の認可の申請にあつては事業の譲渡及び譲受け認可申請書（別記第1号様式の2）とし、同条第2項の認可の申請にあつては合併（分割）認可申請書（別記第1号様式の3）とする。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 前条各号に掲げる書類</p> <p>(2) 譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割に係る契約書（新設分割の場合にあつては、分割に係る計画書）の写し</p>

## ③ 卸売業務の相続の認可申請手続・・・新設

現 行
規定なし

⇒

改 正
<p>（卸売業務の相続の認可申請手続）</p> <p>第1条の4 条例第6条の6第4項に規定する認可申請書は、相続認可申請書（別記第1号様式の4）とする。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 第1条の2各号（第4号を除く。）に掲げる書類</p> <p>(2) 被相続人との続柄を証する書面</p> <p>(3) 被相続人の行っていた卸売業務を申請者が引き続き行うことについての申請者以外の相続人の同意書</p>

## 2. せり人の資格要件、届出（従前は県知事へ届出を行っていたが、改正後は市長へ届出を行う）

## せり人の資格要件等・・・新設

現 行
規定なし

⇒

改 正
<p>（せり人の資格要件等）</p> <p>第2条の2 条例第9条の2第1項の規則で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) せりを行うのに必要な経験及び能力を有すること。</p> <p>(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。</p> <p>(3) 禁錮以上の刑に処せられた者又は卸売市場法（昭和46年法律第35号）の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者でないこと。</p> <p>(4) 買受人又はその役員若しくは使用人でないこと。</p> <p>2 条例第9条の2第2項の規定による届出は、せり人届出書（別記第1号様式の5）により行うものとする。</p> <p>3 条例第9条の2第3項の規定による届出は、せり人変更届出書（別記第1号様式の6）により行うものとする。</p>



## 地方卸売市場八戸市魚市場における卸売業務の一本化について

八戸みなと漁業協同組合の水産物卸売業務の廃止により、株式会社八戸魚市場が単独で卸売業務を担うこととなった。

### 1. 卸売業務を廃止する業者の概要

(R2. 3. 31 現在)

業者名	代表者	出資金	役員	従業員	業務開始
八戸みなと漁業協同組合	岡沼 明見	2,314万円	8人	55人	H15. 1. 8

### 2. 廃止日

令和2年6月20日

### 3. 廃止理由

八戸漁港における主要魚種であるスルメイカやサバの近年の漁獲落ち込みを背景に、漁業協同組合の業務の精査を進めた結果、卸売業務以外の組合員への指導業務、漁船等への燃油等の購買業務、直売所（浜市場みなとつと）の運営に注力することとしたもの。

### 4. 卸売業務を継続する業者の概要

(R2. 3. 31 現在)

業者名	代表者	資本金	役員	従業員	業務開始
(株)八戸魚市場	川村 嘉朗	16,500万円	11人	75人	S7. 3. 28

※卸売市場法の改正に伴い、令和2年6月21日より卸売業務の許可権者が青森県知事から八戸市長へ変更となる。

# 八戸市魚市場水揚げ実績（令和2年1月1日～6月30日）

令和2年7月13日

- 水揚げ数量は、6,024トン（前年比119%、973トン増）
- 水揚げ金額は、1,952,326千円（前年比102%、38,037千円増）

漁業別	区分	数 量 (トン)				金 額 (千円)				単 価 (10kg当) (円)					
		令和2年 (A)	構成比 (%)	令和元年 (B)	比較 A-B	A/B*100 (%)	令和2年 (a)	構成比 (%)	令和元年 (b)	比較 a-b	a/b*100 (%)	令和2年 (α)	令和元年 (β)	比較	
														α-β	α/β*100 (%)
い かつ り	近海	22	0	0	22	-	20,740	1	3	20,737	691,333	9,427	0	9,427	-
	遠海	0	0	0	0	-	8	0	0	8	-	0	0	0	-
	船凍スルメイカ	716	12	798	△ 82	90	742,086	38	557,143	184,943	133	10,364	6,982	3,382	148
	船凍アカイカ	79	1	34	45	232	36,798	2	17,995	18,803	204	4,658	5,293	△ 635	88
	海外・その他	6	0	0	6	-	4,996	0	0	4,996	-	8,327	0	8,327	-
	計	823	13	832	△ 9	99	804,628	41	575,141	229,487	140	9,777	6,913	2,864	141
	大型	598	10	325	273	184	225,727	12	165,757	59,970	136	3,775	5,100	△ 1,325	74
	中型	2,807	47	2,806	1	100	534,665	27	720,099	△ 185,434	74	1,905	2,566	△ 661	74
	小型	62	1	75	△ 13	83	17,522	1	25,166	△ 7,644	70	2,826	3,355	△ 529	84
	計	3,467	58	3,206	261	108	777,914	40	911,022	△ 133,108	85	2,244	2,842	△ 598	79
大中型旋網	三陸	932	15	0	932	-	31,186	2	0	31,186	-	335	0	335	-
	遠海	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	船凍	0	0	1	△ 1	-	84	0	430	△ 346	20	0	4,300	△ 4,300	-
計	932	15	1	931	93,200	31,270	2	430	30,840	7,272	336	4,300	△ 3,964	8	
その他	802	14	1,012	△ 210	79	338,514	17	427,696	△ 89,182	79	4,221	4,226	△ 5	100	
水揚げ総数	6,024	100	5,051	973	119	1,952,326	100	1,914,289	38,037	102	3,241	3,790	△ 549	86	



# 八戸地区 水産流通基盤整備事業（水産物流通機能高度化対策事業）

## 【計画の方針】

産地市場機能の集約と漁船漁業構造改革と連携して、生産・流通の効率化、品質・衛生管理の高度化を図ることにより、産地の国際競争力の強化を図る。

## 【計画の内容】

- 事業期間：平成19年～ ● 事業主体：青森県・八戸市 ● 事業費：約132億円
- 事業内容：岸壁整備（L=910m）、荷さばき所整備（4棟）、清浄海水導入施設（取水・殺菌・送水施設）等

## 【整備状況】

- A棟 平成24年 9月完成（平成24年10月供用開始）
  - B棟増築棟 平成24年 6月完成（平成24年 7月供用開始）
  - B棟改築棟 平成25年12月完成（平成26年 1月供用開始）
  - C棟（1期工事） 平成28年 3月完成（平成28年 4月供用開始）
  - C棟（2期工事） 平成29年 3月完成（平成29年 4月供用開始）
  - D棟 令和元年度 工事中（令和2年度供用開始予定）
- ※詳細は別紙参照

## 館鼻地区 市場機能集約計画

